

令和3年度補正 マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助事業）

交付規程

2021年12月24日

S I I-DGA 2 1 1-0 1-0 0 0 0 0 1-R

2022年3月7日一部改訂

S I I-DGA 2 1 1-0 1-0 0 0 0 0 2-R

2022年5月19日一部改訂

S I I-DGA 2 1 1-0 1-0 0 0 0 0 3-R

2022年7月7日一部改訂

S I I-DGA 2 1 1-0 1-0 0 0 0 0 4-R

2022年12月13日一部改訂

S I I-DGA 2 1 1-0 1-0 0 0 0 0 5-R

（通則）

第1条 マイナポイント事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、マイナポイント事業費補助金交付要綱（令和3年12月13日総行第175号。以下「要綱」という。）第31条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「事務局」という。）が行うマイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助事業）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

- この補助金は、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者を対象として、民間キャッシュレス決済サービスにて利用可能なポイント（マイナポイント）を別途事務局が定める要件を満たして付与した当該決済サービス事業者に対し、事務局が当該付与に要する経費を補助することにより、マイナンバーカードの普及及び官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を図るとともに消費喚起や生活の質の向上を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 事務局は、令和4年1月1日以後3か月間、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者を対象として、民間キャッシュレス決済サービスにて決済を行った際、第6条の規定に基づいて登録されたキャッシュレス決済事業者等（以下「補助事業者」という。）がマイナポイントの付与（以下「本事業」という。）を実施する際に

要するマイナポイント付与のための原資（以下「補助事業」という。）の補助を実施するものであって、補助事業者に対して、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本事業の交付対象としない。

（キャッシュレス決済事業者）

第4条 本事業においては、対象となる電子マネー、QRコード決済、クレジットカードなど、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」という。）を提供し、マイナポイントの付与の対象者に対して、所定の条件に基づきマイナポイントを付与するキャッシュレス決済事業者を、本事業における登録対象のキャッシュレス決済事業者とする。

（キャッシュレス決済事業者の対象範囲）

第5条 本事業におけるキャッシュレス決済事業者は、以下のいずれかに該当するものに限る。

- （ア） 資金決済に関する法律（平成21年法律第59条）第2条第1項に定める前払式支払手段発行者又は同条第3項に定める資金移動業者
- （イ） 資金決済に関する法律第2条第17項に定める銀行等であって、為替取引に必要な免許を受けた事業者
- （ウ） 割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第35条の17の2に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者
- （エ） （ア）から（ウ）までに掲げる事業者のほか、日本に居住する消費者に対するキャッシュレス決済サービス及びこれに付随したポイント付与を行うことが可能な事業者

（キャッシュレス決済事業者の登録）

第6条 本事業において、第4条に規定するキャッシュレス決済事業者とは、マイナポイント第1弾で登録されているキャッシュレス決済事業者に限る。

（キャッシュレス決済事業者登録の取消し）

第7条 事務局は、キャッシュレス決済事業者において、虚偽、不正又は業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、キャッシュレス決済事業者として不適切であると判断した場合、キャッシュレス決済事業者の登録を取り消すことができる。

- 2 前項に基づいてキャッシュレス決済事業者の登録が取り消された場合は、下記の規程に基づくキャッシュレス決済事業者としての登録も取り消されるものとする。また、下記の規程に基づいてキャッシュレス決済事業者としての登録が取り消された場合も同様に、本規程におけるキャッシュレス決済事業者の登録は取り消されるものとする。

- (1) 令和元年度補正 マイナポイント事業費補助金（事務経費補助事業）交付規程
  - (2) 令和2年度 マイナポイント事業費補助金（事務経費補助事業）交付規程
  - (3) 令和2年度 マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助事業）交付規程
  - (4) 令和3年度補正 マイナポイント事業費補助金（事務経費補助事業）交付規程
  - (5) 令和3年度補正 マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助事業）交付規程
- 3 事務局は、第1項及び第2項の規定に基づき、キャッシュレス決済事業者の登録を取り消したときは、当該キャッシュレス決済事業者に対してその旨を通知するものとする。

（補助金の交付対象者）

第8条 本事業の補助金交付対象者は、事務局が定める全ての要件を満たし、事務局に対して登録されたキャッシュレス決済事業者とする。

（補助対象経費及び補助率）

第9条 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付申請額の算定等）

第10条 キャッシュレス決済事業者は、交付申請の対象となるマイナポイント付与の見込額及び算定の参考となる情報を、事務局が定める集計期間毎に集約し、申請額の算定を行うこととする。

（交付の申請）

- 第11条 補助金の交付を申請しようとするキャッシュレス決済事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に事務局が定める書類を添えて、事務局が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（電子申請等）

第12条 補助事業者は、原則として、前条の規定に基づく交付申請書、第16条の規定に基づく交付申請取下げ届出書、第17条の規定に基づく収支状況報告書、第18条の規定に基づく計画変更（等）承認申請書、第19条の規定に基づく承継承認申請書、第2

0条の規定に基づく補助事業遅延報告書、第21条の規定に基づく状況報告書、第23条の規定に基づく実績報告書、第25条の規定に基づく修正実績報告書、第25条の規定に基づく補助金の返還報告書（確定に係るもの）、第26条の規定に基づく精算（概算）払請求書、第27条の規定に基づく手続代行申請書、第28条の規定に基づく消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書、第29条の規定に基づく補助金の返還報告書（取消し又は変更に係るもの）については、電磁的方法等（適正化法第26条の4第1項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下同じ。）により行うこととする。

- 2 事務局は次条の規定に基づく交付決定、第18条の規定に基づく交付決定変更通知、第25条の規定に基づく補助金の額の確定通知、第29条の規定に基づく交付決定の取消しの通知について、当該通知を電磁的方法等により行うこととする。
- 3 前2項の規定は、2028年4月以降は適用しない。

#### （交付決定の通知）

- 第13条 事務局は、第11条の規定により交付申請書の提出があった場合には、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2により補助事業者に交付決定の通知をするものとする。この場合において、事務局は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。
- 2 事務局は、審査の結果、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。
  - 3 事務局は、交付決定又は精算（概算）払請求の後に補助金の交付に係る予算が不足した場合等において、交付決定額を変更し、精算（概算）払金額を変更する等の措置を講ずることがある。
  - 4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を附することができる。

#### （交付の条件）

- 第14条 事務局は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、当該交付の決定を受けた補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件その他の条件を附することができる。
- (1) 補助事業者は、法令、交付規程、公募要領及び交付決定の内容並びにこれに附した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
  - (2) 事務局が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が交付決定の内容又はこれに附した条件に適合しないと認めたときは、補助金を交付しない場合があること。
  - (3) 補助事業者は、事務局が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
  - (4) 事務局は、前条の交付決定を行うに当たって、第11条第2項本文により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これ

を審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- (5) 事務局は、第11条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。
- (6) 補助事業者は、事務局から補助事業の効果等について報告を求められたときには、その指示に従うものとする。
- (7) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に附さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に附することが困難又は不適當である場合は、指名競争に附し、又は随意契約をすることができる。
- (8) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、任意の様式において、事務局に届け出なければならない。
- (9) 補助事業者は、第7項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- (10) 補助事業者は、第7項又は第8項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、総務省の契約に係る指名停止措置を受けている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (11) 事務局は、補助事業者が前項の規定に違反して総務省の契約に係る指名停止措置を受けている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- (12) 補助事業者が補助事業の一部を請け負わせ、若しくは委託し、又は共同して実施する者（この項の規定により補助事業者とみなされる者を含む。次の項において「再委託受託者等」という。）は、補助事業者とみなして第7項から前項までの規定を適用する。
- (13) 補助事業者は、再委託受託者等の前項の規定により適用される第7項から第11項までの規定に基づく行為に対して、必要な措置を講じるものとする。

（標準処理期間）

第15条 事務局は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定を行うものとする。変更の決定についても同様とする。

（申請の取下げ）

第16条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第13条第1項の通知があった日から起算して30日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を事務局に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第17条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付に関する一連の通知、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって保管し、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 3 事務局から求めがあった場合、マイナポイント事業（別表に定める事業の補助対象経費のうちマイナポイント付与原資に係るものに限る。以下同じ。）の収支状況については、様式第15によるマイナポイント事業収支状況報告書を提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第18条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、予め様式第4-1による計画変更（等）承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の額を変更するとき。ただし、事業費の額の20パーセント以内の減額を除く。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
    - (ア) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合。
    - (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
    - (ウ) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合。
  - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。
  - 3 事務局は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、様式第5により補助事業者に対して交付決定変更の通知をするものとする。
  - 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合に、様式第4-2による年度繰越に係る計画変更（等）承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 5 事務局は、前項に基づく年度繰越に係る計画変更（等）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
  - 6 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

- 7 事務局は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、様式第5により補助事業者に対して交付決定変更の通知をするものとする。

(補助事業の承継)

第19条 事務局は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を実施する者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が本事業を継続して実施しようとするときは、様式第6による承継承認申請書を予め提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助事業遅延の届出)

第20条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による補助事業遅延報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、第18条第4項の規定に基づく年度繰越に係る計画変更(等)承認申請を行う場合を除く。

(遂行状況報告)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局から要求があったときは速やかに様式第8による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第22条 事務局は、補助事業が交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

- 2 事務局は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、第29条第1項の規定に基づき、補助事業の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第23条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は事務局が定めた日のいずれか早い日まで、様式第9-1による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 事務局は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。
- 4 事務局は、補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合しないと認めたときは、補助金を交付しない場合がある。
- 5 事務局は、第1項の報告を行うに当たって、補助事業内で収入等があった場合は、当該収入額を報告し、補助金額から相殺しなければならない。

(是正のための措置)

第24条 事務局は、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定等)

第25条 事務局は、第23条の報告を受けた場合には、補助事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第18条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、補助事業者に対して補助金の額の確定を通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による額の確定通知を受けた後において、マイナポイント付与対象決済のキャンセル等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、様式第9-2による修正実績報告書を事務局に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定による額の確定通知を受けた後においても、補助事業内で収入等があった場合は、当該収入額を報告し、補助金額から減額しなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

4 事務局は、前2項の報告を受けた場合には、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。この場合において、第5項及び第6項の規定を準用する。

5 第1項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

6 事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

7 事務局は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通ずるものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

8 事務局は、補助事業者が第6項の規定による命令を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による補助金の返還報告書を事務局に提出させるものとする。

9 第7項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第26条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることが



できるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

（手続代行）

第27条 補助事業者は、様式第12による手続代行の申請を事務局に提出し、その承認を受けることで、第11条の交付申請書、第16条の交付申請取下げ届出書、第18条の計画変更（等）承認申請書、第19条の承継承認申請書、第20条の補助事業遅延報告書、第21条の状況報告書、第23条の実績報告書、第25条の修正実績報告書、第26条の精算（概算）払請求書の提出その他事務局が指示する手続を、事務局が別に定める条件を満たす代行申請事業者に対して依頼することができる。

- 2 代行申請事業者は、依頼された手続きについて、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。
- 3 代行申請事業者は、手続きにあたって補助事業者から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密の管理に係る責務を負うものとする。
- 4 事務局は、代行申請事業者が第1項に規定する手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

（1）事務局が行う契約の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること。

（2）事務局が実施する全ての補助金について、一定期間の交付及び手続代行の停止を命ずること。

（3）当該代行申請事業者の名称及び不正の内容を公表すること。

- 5 事務局は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは代行申請事業者に対し、協力を求めることができるものとし、代行申請事業者は事務局からの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第28条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第13の報告書を、事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第25条第6項及び第8項の規定を準用する。

（交付決定の取消し等）

第29条 事務局は、第3条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、交付規程、公募要領に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 第7条の規定によりキャッシュレス決済事業者としての登録を取り消された場合
  - (6) 補助事業者が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第25条第1項及び第4項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 事務局は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
  - 4 事務局は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 5 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 6 第25条第7項から第9項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第25条第8項中「様式第10」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

#### (加算金の計算)

- 第30条 事務局は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 事務局は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額を、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

- 第31条 事務局は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(事務局による調査)

第32条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類等の調査を行うことができる。

- 2 前項の補助事業者は、事務局が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(事務局によるデータ等の提供要請)

第33条 事務局は、国の施策に基づいたマイナポイントを活用した消費活性化策を実施するため、必要な範囲において補助事業者に対してマイナポイントを活用した消費活性化策の実施に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 補助事業者は、事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(収益納付)

第34条 事務局は、第17条の規定により、保存を定める会計帳簿及び証拠書類を確認した結果、マイナポイント事業（別表に定める事業の補助対象経費のうちマイナポイント付与原資に係るものに限る。以下この条において同じ。）で収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金（マイナポイント事業に係る補助金に限る。）の全部又は一部に相当する金額を事務局に納付させることができるものとする。

- 2 前項に基づく補助金の返還については、第25条第7項及び第9項までの規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第35条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 前項の情報のうち、補助事業者その他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も、補助事業者による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第36条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす  
る。

(その他必要な事項)

第37条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、事  
務局が別に定める。

附則

この規程は、2021年12月24日から施行する。

附則 2022年3月4日 S I I-DGA211-01-000002-R

この規程は、2022年3月7日から施行する。

附則 2022年5月19日 S I I-DGA211-01-000003-R

この規程は、2022年5月19日から施行する。

附則 2022年7月7日 S I I-DGA211-01-000004-R

この規程は、2022年7月7日から施行する。

附則 2022年12月13日 S I I-DGA211-01-000005-R

この規程は、2022年12月13日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	内容	補助率
事業費	マイナポイント付与原資	定額

## 改訂履歴

	改訂後	改訂前
2022年3月7日改訂		
<交付規程>		
第12条 第3項	前2項の規定は、2023年4月以降は適用しない。	前2項の規定は、2022年4月以降は適用しない。
<交付規程様式一式>		
様式第 2	令和 年 月 日	令和 年 月 日付け第 号
2022年5月19日改訂		
<交付規程様式一式>		
様式第 13	5. 補助金返還相当額（4-3）	5. 補助金返還相当額（3-2）
2022年7月7日改訂		
<交付規程>		
第5条	（ウ）割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第35条の17の2に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者	（ウ）割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第35条の17の5第1項第5号ニに定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者
第12条 第1項	「第25条の規定に基づく修正実績報告書」を追加	—
第12条 第3項	前2項の規定は、2028年4月以降は適用しない。	前2項の規定は、2023年4月以降は適用しない。
第23条 第1項	様式第9-1	様式第9
第25条	第2項及び第3項を追加 第4項～第8項	— 第2項～第6項
第25条 第4項	第1項の補助金の額の確定	前項の補助金の額の確定
第25条 第7項	事務局は、補助事業者が第5項の規定による命令を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による補助金の返還報告書を事務局に提出させるものとする。	事務局は、補助事業者が第3項の規定による命令を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
第25条 第8項	第6項の補助金の返還期限	第4項の補助金の返還期限
第27条 第1項	「第25条の修正実績報告書」を追加	—

第28条 第3項	第25条第6項及び第8項の規定を準用する。	第25条第4項及び第6項の規定を準用する。
第29条 第2項	第25条第1項及び第3項に規定する補助金の額の確定	第25条第1項に規定する補助金の額の確定
第29条 第6項	第25条第6項から第8項までの規定は 第25条第7項中	第25条第4項から第6項までの規定は 第25条第5項中
第34条 第1項	事務局に納付させることができるものとする。	国に納付させることができるものとする。
第34条 第2項	第25条第6項及び第8項までの規定を準用する。	第25条第4項及び第6項までの規定を準用する。
＜交付規程様式一式＞		
様式第 9-1	様式第9-1	様式第9
様式第 9-2	修正実績報告書を新規作成	—
様式第 10	同交付規程第25条第7項に基づき	同交付規程第25条第5項に基づき
2022年12月13日改訂		
＜交付規程＞		
第23条	第5項を追加	—
第25条	第3項を追加 第4項～第9項	— 第3項～第8項
第25条 第4項	事務局は、前2項の報告を受けた場合には、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。この場合において、第5項及び第6項の規定を準用する。	事務局は、前項の報告を受けた場合には、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。この場合において、第4項及び第5項の規定を準用する。
第25条 第8項	補助事業者が第6項の規定による命令を受け	補助事業者が第5項の規定による命令を受け
第25条 第9項	第7項の補助金の返還期限は	第6項の補助金の返還期限は
第29条 第2項	第25条第1項及び第4項に規定する補助金の額の確定	第25条第1項及び第3項に規定する補助金の額の確定
第29条 第6項	第25条第7項から第9項までの規定は 第25条第8項中	第25条第6項から第8項までの規定は 第25条第7項中
第34条 第2項	第25条第7項及び第9項までの規定を準用する。	第25条第6項及び第8項までの規定を準用する。

< 交付規程様式一式 >

様式第 9-2	3. 収入金を追加 4. 修正理由	— 3. 修正理由
様式第 10	同交付規程第25条第8項の規定 に基づき	同交付規程第25条第7項の規定に基 づき



別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。